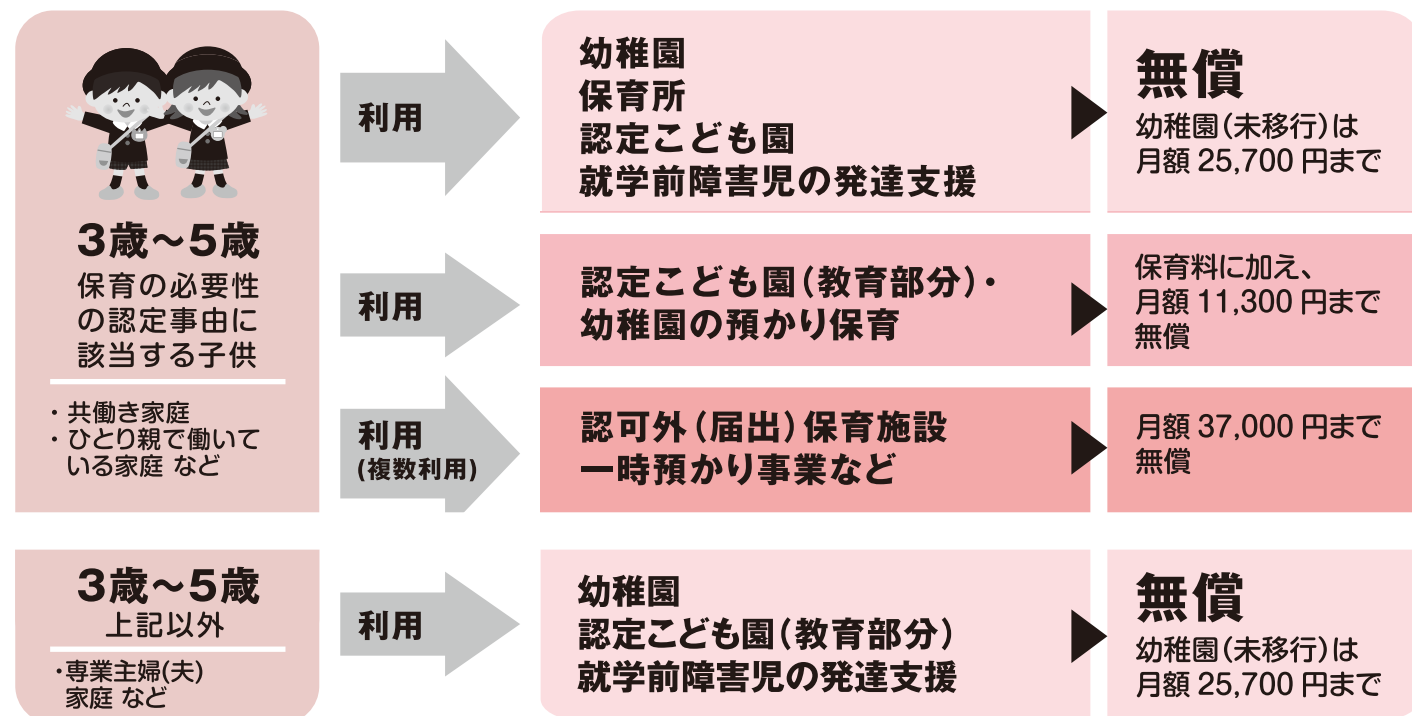


幼児教育・保育の無償化の主な例

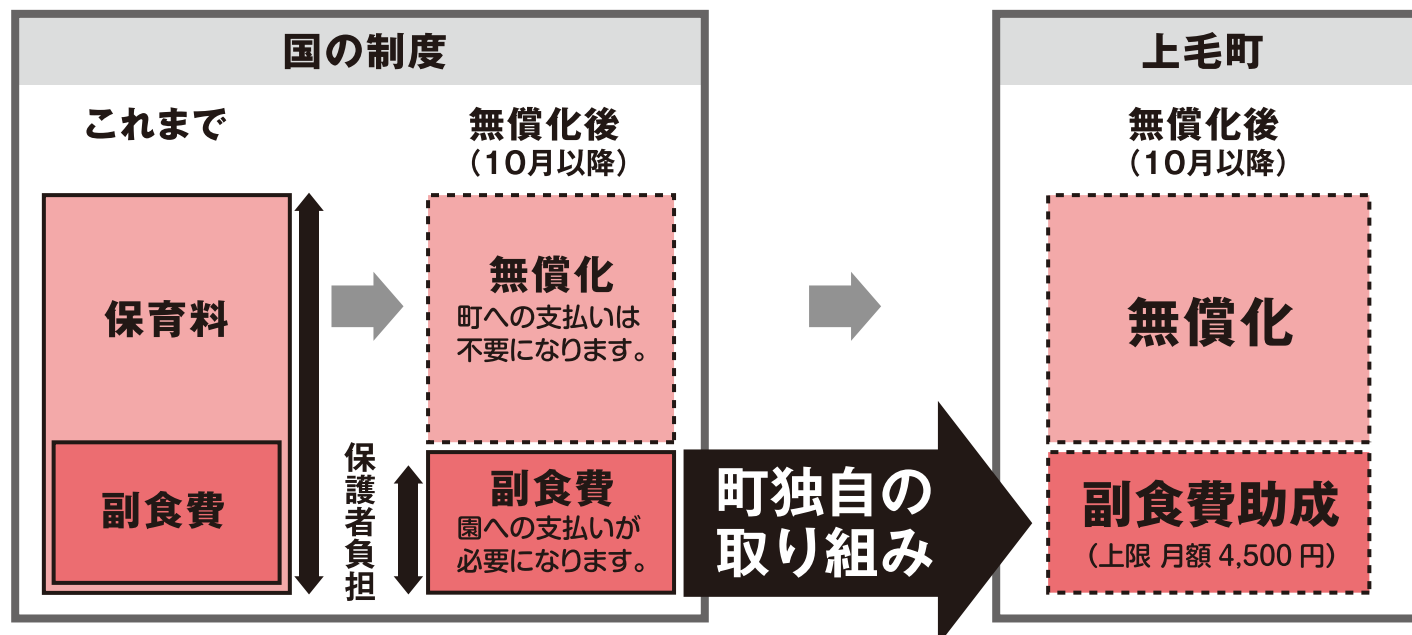


上毛町独自政策

副食費の助成事業について

本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳までの保育所の給食の材料にかかる費用(副食費)については保育料の無償化後も引き続き保護者負担となることを国は示しています。

しかし、上毛町では子育てにかかる経済的な負担を大きく軽減するため、認可保育所・認定こども園・幼稚園・認可外(届出)保育施設の利用者の副食費の助成を考えています。この事業は、各施設が保護者から徴収する副食費について、町から園または保護者に支払うことで副食費の助成を行うものです。(ただし、本事業は9月議会定例会における議決により確定するものです。)



●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線229)

10月から幼児教育・保育無償化がスタート

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代への経済的な負担軽減措置の一環として、少子高齢化の観点などから行うものです。

令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。ここではその概略についてお知らせします。

制度の概要(国の方針)

認可保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する子ども

対象者・利用料 (1) 3歳から5歳までのすべての子ども
(2) 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども

※幼稚園(未移行)については、月額上限25,700円まで無償です。

※認可保育所・認定こども園(保育部分)を利用する子どもは、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間が無償化の対象期間です。

※認定こども園(教育部分)・幼稚園を利用する子どもは、3歳になった日から無償化の対象となります。

※実費徴収として施設から徴収されている費用(通園送迎費、行事費など)は無償化の対象外です。

対象となる施設・事業 認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育、企業主導型保育事業

認定こども園(教育部分)、幼稚園の預かり保育を利用する子ども

保育料に加え、利用日数に応じて月額11,300円までの範囲で預かり保育の保育料が無償となります。

※無償化の対象となるには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認可外(届出)保育施設等を利用する子ども

対象者・利用料 (1) 3歳から5歳までの子どもは月額37,000円までの保育料が無償
(2) 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの保育料が無償

※無償化の対象となるには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※認可保育所、認定こども園、幼稚園などを利用している方が併用する場合は対象外です。

対象となる施設・事業 県に届出をし、国の基準を満たす認可外(届出)保育施設・一時預かり事業・病児保育事業

就学前の障害児の発達支援を利用する子ども

対象者・利用料 3歳から5歳までの子どもの利用料が無償
※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども利用については、既に無償となっています。

※認可保育所・認定こども園・幼稚園などと就学前の障害児の発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

無償化の対象となるための認定

預かり保育、認可外(届出)保育施設などの無償化の対象となるには、無償化開始までに認定申請を町に対して行い、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。保育の必要性の認定には、保護者の就労、妊娠・出産、病気・障害、同居家族の介護などのため、保護者に代わって子どもを保育する必要性があると認定される事由が必要となります。

※現在、認可保育所・認定こども園・幼稚園に通っている方は、新たな手続きはありません。



特集

まちづくりの現場から

このコーナーは、九州一輝くまちづくりのため、上毛町第2次総合計画に掲げている事業のプロセスや課題などを紹介するものです。今月は、「幼児教育・保育の無償化の取り組み」の特集です。